

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月26日

京都市長 松井孝治

京都市規則第39号

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想その他の」を「京都基本構想その他」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（文化市民局地域自治推進室）